

一般社団法人日本ゴムトレーディング協会
定款

平成 30 年 10 月 1 日作成

定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人日本ゴムトレーディング協会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、天然ゴム、合成ゴムその他ゴム類の輸出入及び販売業務の適正、かつ、円滑な遂行を図ることを目的とし、この目的に資するため次の事業を行う。

- 1 輸出入及び販売業務に関する調査並びに研究
- 2 会員相互の支援、交流、連絡その他会員に共通する利益を図る活動
- 3 関係官庁及び関係団体との連絡並びに折衝
- 4 ゴムの輸出入及び販売に関する紛争の仲裁
- 5 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(公告)

第 4 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(機関の設置)

第 5 条 当法人は、理事会、監事を置く。

第 2 章 会 員

(種別)

第 6 条 当法人の会員は、次の 4 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 常時、ゴムの輸出入及び販売を業とする者であって、特に理事会の定

める要件を備えた者とする。

- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助する者であって次の各号の一に該当する者とする。
- ① ゴムの生産業者、輸出業者の出先機関またはその代理を業とする者
 - ② ゴムの販売、ゴム製品の製造を業とする者またはその組織する団体
 - ③ ゴムの保管または輸送を業とする者
 - ④ その他相当と認める者
- (3) 特別会員 当法人の事業を賛助するものであってゴムの関連業界の団体、及び取引所とする。
- (4) 一般会員 当法人の事業・活動の目的に賛同する、上記以外の海外を含む一般企業、団体、関連機関、個人とする。

(入会)

- 第7条 当法人の目的に賛同し、正会員、賛助会員、一般会員として入会しようとする者は、所定の加入申込書に、正会員1名の推薦状を添えて申し込むものとする。但し一般会員は推薦状を必要としない。
- 2 理事会の承認を得て、当法人が定める加入金、又は会費（一般会員の場合）の支払を了した者は、その時をもって会員となる。

(会費)

- 第8条 正会員、賛助会員及び一般会員は、別に定める会費を納入しなければならない。
- 2 会費の額及び徴収の方法は、社員総会の議を経て、正会員、賛助会員及び一般会員ごとに、これを定める。

(天然ゴム輸入にかかる賦課金)

- 第9条 会員は、当法人の経費に充てるため、天然ゴム輸入量に応じて賦課金を支払わなければならない。
- 2 その額及び徴収の方法は、社員総会の議を経て、これを定める。

(社員の資格喪失)

- 第10条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- ① 半年以上会費等を滞納したとき。
 - ② 死亡または会員である団体の解散。
 - ③ 総社員が同意したとき。
 - ④ 除名されたとき。

⑤ 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(退会)

第 11 条 正会員、賛助会員、一般会員は、1 月前までに予告し、いつでも退会することができる。

(除名)

第 12 条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、または当法人の目的に反する行為をしたとき、若しくは会員としての義務に違反したときは、社員総会の決議により除名することができる。
但し、当該会員に対し、議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

(会員名簿)

第 13 条 当法人は、会員の氏名または名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。
2 当法人の会員に対する通知または催告は、会員名簿に記載した住所または会員が当法人に通知した住所にあてて行うものとする。

第 3 章 社員総会

(構成)

第 14 条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(社員総会の権限)

第 15 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- ① 会員の除名
- ② 理事及び監事の選任または解任
- ③ 理事及び監事の報酬等の額
- ④ 計算書類等の承認
- ⑤ 定款の変更
- ⑥ 解散
- ⑦ その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催地)

第 16 条 社員総会は、理事会の決定した所在地において開催する。

(招集)

- 第 17 条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から 2 カ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。
- 2 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
 - 3 社員総会を招集するには、会日より 10 日前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、緊急に臨時総会を招集する必要があるときは、この期間を会日の3日前までに短縮することができる。
 - 4 前項にかかわらず、社員総会は、社員全員の同意があるときは、書面による議決権行使の場合を除き、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

- 第 18 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

- 第 19 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し(委任状を提出した者を含む)、出席社員の議決権の過半数の承認をもってこれを行う。

(社員総会の決議の省略)

- 第 20 条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権)

- 第 21 条 社員は、1 個の議決権を有する。

(代理)

- 第 22 条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、委任状を当法人に提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名または記名押印して当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

(役員の種類及び員数)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上12名以内

監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(理事及び監事の資格)

第25条 当法人の理事及び監事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、総社員の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

(理事の職務・権限)

第26条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

(監事の職務・権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第29条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって(委任状を提出した者を含む)、総社員の議決権の3分の2以上の承認をもってこれを行わなければならない。

(報酬等)

第30条 役員の報酬等は、理事会において決議の上、社員総会の承認をもって定める。

第5章 理事会

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席して意見を述べるができる。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- ① 当法人の業務の企画、立案及び執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 代表理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、あらかじめ定めた代表理事がこれを招集し、会日の5日前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができるものとする。

- 2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催す

ることができる。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故又は支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く過半数の理事が出席し、出席理事の過半数の承認をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 36 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第 37 条 代表理事は、毎事業年度に 4 カ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事（代表理事に事故もしくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名または記名押印する。

第 6 章 仲裁機関及び各種委員会

(仲裁機関)

第 39 条 当法人は、ゴムの輸出入及び販売業務に関する紛争を仲裁する目的をもって、仲裁機関を設ける。

2 仲裁機関の組織及び運営に関する細則は、別にこれを定める。

(委員会)

第 40 条 当法人は、次に掲げる委員会を置く。

① 業務推進委員会

- 2 代表理事は、必要があると認めるときは、前項各号の委員会のほか、特別事項を調査研究するための委員会その他の諮問機関を設けることができる。

(委員の選任)

第 41 条 委員は、毎年定時社員総会が終了した後 2 カ月以内に、代表理事が理事会の議を経て、正会員のうちから、これを選任する。

- 2 委員の定数は、委員会ごとに、別にこれを定める。

(委員長および副委員長)

第 42 条 委員の互選により、そのうちの 1 名を委員長、2 名以内を副委員長とする。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となり、その会務を総理する。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第 7 章 事務局

(事務局)

第 43 条 当法人に事務局を置く。

- 2 事務局は、当法人の発受文書および各種会議の議事録の作成保管、各種資料の整備保存、会員との連絡および本会の収支に関する計算などの事務を担当する。

(職員の任免その他)

第 44 条 事務局の職員の任免および日常の事務執行要領などは、代表理事が理事会の議を経て、これを定める。

第 8 章 解散

(解散の事由)

第 45 条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第 46 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 計算

(事業年度)

第47条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第10章 附則

(最初の事業年度)

第48条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人成立日から平成27年3月31日までとする。

(設立時役員)

第49条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事	長島	秀成
設立時理事	都竹	一郎
設立時理事	小泉	哲則
設立時理事	半田	利伸
設立時理事	工藤	晴之
設立時理事	松尾	俊朗
設立時理事	松村	実
設立時理事	大西	敏夫
設立時理事	福谷	修一
設立時代表理事	長島	秀成
設立時監事	濱島	久資

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第50条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

住所	東京都中央区京橋3丁目1番1号
氏名	株式会社ブリヂストン
住所	東京都千代田区大手町1丁目4番2号
氏名	丸紅株式会社

住所 東京都港区虎ノ門 4 丁目 3 番 13 号
氏名 野村貿易株式会社
住所 千葉県千葉市美浜区中瀬
氏名 株式会社アールワン・インターナショナル・ジャパン
住所 愛知県名古屋市
氏名 三洋貿易株式会社
住所 兵庫県神戸市
氏名 住友ゴム工業株式会社
住所 大阪府大阪市
氏名 東洋ゴム工業株式会社
住所 東京都港区
氏名 豊通ケミプラス株式会社
住所 東京都港区
氏名 横浜ゴム株式会社

(法令の準拠)

第 51 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法並びにその他の法令に従う。

以上 一般社団法人日本ゴム輸入協会の設立に際し、設立時社員株式会社ブリヂストン
他 8 名の定款作成代理人である行政書士小野里孝史は、電磁的記録である本定款を作成
し、電子署名をする。

平成 26 年 1 月 20 日

設立時社員 株式会社ブリヂストン
設立時社員 丸紅株式会社
設立時社員 野村貿易株式会社
設立時社員 株式会社アールワン・インターナショナル・ジャパン
設立時社員 三洋貿易株式会社
設立時社員 住友ゴム工業株式会社
設立時社員 東洋ゴム工業株式会社
設立時社員 豊通ケミプラス株式会社
設立時社員 横浜ゴム株式会社

行政書士法第一条の3に基づき代理人として作成し、電子署名する。

上記設立時社員株式会社ブリヂストン他8名の定款作成代理人

東京都中央区銀座6丁目13番7号新保ビル403

行政書士 小野里 孝史

登録番号 第05082150号